あづま家デイサービス名古屋中川　運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社イシヅカが開設するあづま家デイサービス名古屋中川（以下「事業所」という。）が行う通所介護、予防専門型通所サービス、の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態または要支援状態にある方若しくは事業対象者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　通所介護の提供にあたっては、要介護者状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

２　予防専門型通所サービスの提供にあたっては、要支援状態又は事業対象者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　あづま家デイサービス名古屋中川

（２）所在地　　名古屋市中川区万場五丁目２４０４番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　１名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）従業者

ア　生活相談員　　１名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談や、事業の提供、事業所に対する利用の申込に係る調整補助、及び他の従業者と協力して通所介護計画、予防専門型通所サービス介護計画の作成補助等を行う。

イ　介護職員　　３名以上

介護職員は、サービスの提供に当たる。

ウ　機能訓練指導員　　１名以上

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

エ　看護職員　　１名以上

看護職員は、健康管理等の業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

［通所介護、予防専門型通所サービス］

（１）営業日　　月曜日から金曜日までとする。ただし、８月１３日から８月１５日、１２月２９日から１月４日までを除く。

（２）営業時間　８：００～１７：００する。

（３）サービス提供時間

ア　１単位目　９：３０～１４：３５とする。

（利用定員）

第６条　事業所の利用定員は、次のとおりとする。

［通所介護、予防専門型通所サービス］

（１）１単位目　　２５名

（事業の内容）
第７条　事業の内容は次のとおりとする。
［通所介護、予防専門型通所サービス］
（１）日常生活上の世話
（２）食事の提供※
（３）機能訓練
（４）レクリエーション
（５）健康チェック
（６）送迎
（７）相談

（利用料その他の費用の額）
第８条　通所介護の事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。予防専門型通所サービス、の事業を提供した場合の利用料の額は、名古屋市介護予防･日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とする。なお、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。
２　次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、片道１キロメートル当たり２０円を徴収する。
３　日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
４　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

（通常の事業の実施地域）
第９条　通常の事業の実施地域は、名古屋市中川区、中村区、港区、あま市七宝町、海部郡大治町、海部郡蟹江町（須西小学校区、学戸小学校区、蟹江小学校区）とする。予防専門型通所サービスは名古屋市のみとする。
通所従来型サービスはあま市のみとする。通所型サービス（現行相当）は海部郡蟹江町のみとする。通所介護相当サービスは海部郡大治町のみとする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）
第 10 条　利用者は事業の提供を受ける際には、次の事項に留意する。
（１）気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
（２）共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
（３）時間に遅れた場合は、送迎サービスを受けられない場合がある。

（緊急時等における対応方法）
第 11 条　従業者は、事業の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）
第 12 条　事業所は、非常災害に関する、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者（防火管理についての責任者を含む。）を定め、非常災害に備えるため、年２回、避難・救出訓練等を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第 13 条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
（２）虐待の防止のための指針を整備する。
（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
（４）上記（１）から（３）までを適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営に関する重要事項）

第14条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修　　採用後１か月以内

（2）継続研修　　年２回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社イシヅカと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和７年９月１日から施行する。

この規程は、令和８年７月９日から施行する。